

原議保存期間 10年
(平成27年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第24号
平成17年3月17日
警察庁交通局交通規制課長

道路使用許可申請手続の簡素合理化について

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定。別添1)においては、「道路の占用、使用については、管理者の「占用許可」と警察署長の「使用許可」の両方が必要である場合について、両手続の統合の推進も含め、一層の簡素合理化を図る」とこととされ、また、「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定。別添2)においても、「道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合について、一方の窓口に一括して申請できる制度を広く周知しその活用を促進するなど、手続の一層の簡素合理化を図る」とこととされている。

これらの諸決定を踏まえ、今後は下記の点に留意し、道路使用許可申請手続の一層の簡素合理化を図ることとされたい。

なお、本通達の内容は、国土交通省道路局と調整済みであり、同局からも各地方整備局等に対して同趣旨の通達が発出されているので、参考までに添付する。

記

1 道路使用許可申請手続の簡素合理化への対応方針

道路使用許可と道路占用許可の両方が必要となる場合としては、ライフライン等の設置工事、工作物の設置、露店の出店、オープンカフェの設置を伴うイベント等が想定されるところであり、この場合、道路交通法第78条第2項及び道路法第32条第4項の規定により、道路使用許可と道路占用許可の両方の申請について、警察署長又は道路管理者のいずれか一方を経由し一括して行うことができることとされている。

今後は、申請者の申請手続に係る負担の軽減等の観点から、上記の道路使用許可と道路占用許可の両方の申請を一括して受け付ける制度(以下「一括受付制度」という。)を広く国民に周知するとともに、警察署において道路使用許可と道路占用許可の両方の申請を一括して受け付けた場合には、道路管理者に対して可能な限り速やかに道路占用許可申請書等を送付するなど、両許可手続の一層の簡素合理化を図ること。

2 運用上の留意事項

(1) 道路管理者との連携

警察と道路管理者の相互の間の申請書の送付方法、手数料の徴収方法、添付書類の確認の方法等について、道路管理者とあらかじめ取決めを行うなど、一括受付制度の円滑な運用を図るための運用要領等について、各道路管理者と十分に調整し、意思統一を図るよう努めること。

なお、道路交通法第79条又は道路法第32条第5項に基づく協議については、原則として文書で行うべきものであるが、道路工事調整協議会等の場を通じて包括的に協議しておくことも可能であるので、協議方法について各道路管理者と十分に調整すること。

(2) 事前相談の場における適切な指導

道路工事やイベント等に伴い道路使用許可及び道路占用許可が必要となる場合は、実施主体から警察及び道路管理者に対して事前に相談がなされる場合が多いことから、事前相談の場で、道路管理者と連携しつつ、必要な指導、助言等を行い、それぞれの申請の内容、申請に必要な添付書類等について実施主体及び道路管理者と十分に調整を済ませておき、警察署長又は道路管理者のいずれかの窓口申請書が一括して提出された後の手続が円滑に行われるよう配慮すること。

(3) 一括受付制度の周知徹底

一括受付制度を広く周知するため、地方公共団体との連携による関係団体等への広報、道路工事調整協議会等の場を通じた制度の趣旨の説明等を行うほか、都道府県警察本部のホームページへの掲載、警察署窓口における広報チラシの備付け等を行うよう努め、事業者だけでなく広く国民を対象として周知を図ること。

別添 1

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(抄)

〔平成16年3月19日
閣議決定〕

重点計画事項

(分野横断的な取組)

1 「規制改革推進のためのアクションプラン」の適切な実行

13 公共施設・サービス等の民間開放の促進

(2) 公共施設の民間による「使用」(利活用)の推進 - 「公物管理」

規定に基づく「占用許可」条件の見直しなど -

道路占用許可、道路使用許可の弾力化

道路の占用、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用が図られるよう措置するとともに、管理者の「占用許可」と警察署長の「使用許可」の両方が必要である場合について、両手続の統合の推進も含め、一層の簡素合理化を図る。【平成16年度中に措置】

別添 2

地域再生推進のためのプログラム（抄）

〔平成 16 年 2 月 27 日〕
〔地域再生本部決定〕

昨年 10 月 24 日から、地域再生本部（以下「本部」という。）では、地域経済の活性化と地域雇用の創造について、地域の視点から積極的かつ総合的に推進してきたところであり、第 2 回本部（平成 15 年 12 月 19 日）において、「地域再生推進のための基本指針」（以下「基本指針」という。）を決定し、制度の具体化に当たって踏まえるべき制度の目的、取組の方針等について定めたところである。

また、基本指針に基づき、平成 16 年 1 月 15 日を締切り期限として、地域再生構想の提案を募集したところ、392 の主体から、673 件の提案が寄せられた。政府においては、「地域が自ら考え、行動する、国はこれを支援する」ことを基本とし、「実現するためにはどうすればいいか」という方向で検討を重ねてきた。

地方公共団体や民間事業者等の熱意を政府として確かに受け止め、地域再生を一刻も早く実現するために、地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容、今後のスケジュール等について、ここに「地域再生推進のためのプログラム」を定め、政府として着実な実行を図る。

4 地域再生の推進のために政府が実施すべき施策に関するプログラム

（2）提案募集に基づき講じることとする支援措置

別表 2 に掲げられた事項は、全国において講じる支援措置である。

別表 2 (全国を対象とした支援措置)

番号	担当省庁	事項名	措置区分	支援措置の概要	実施時期
201001	警察庁	映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化	通達	平成 15年度中に、都道府県警察に対し、地域活性化等に資する映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を発出する。	平成 15年度中
201002	警察庁	民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化	通達	平成 16年度中に、都道府県警察に対し、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、道路使用許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用を図るための通達を発出する。	平成 16年度中
230001	警察庁 国土交通省	道路使用許可・道路占用許可の手續改善	通達	平成 16年度中に、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合について、一方の窓口に一括して申請できる制度を申請者に広く周知しその活用を促進するなど、手續の一層の簡素合理化を図るための通達を発出する。	平成 16年度中